

学校感染症にかかった場合の対応について

下の一覧表にあげた病気は学校感染症といわれ、たとえ軽症でも登校できません。かかったら学校に届けを出し、医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。これは法律で定められた「出席停止」で欠席あつかいにはなりません。(学校保健安全法第19条)

	★学校感染症一覧	
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 特定鳥インフルエンザ	急性灰白髄炎 痘そう 南米出血熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザをのぞく） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふく） 髄膜炎菌性髄膜炎	水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 風疹
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎 <u>その他の伝染病</u>

※ もし、学校感染症にかかってしまったら、下記の証明書を、医療機関で記入してもらい、生徒が登校してくる際に持参させてください。

き り と り せ ん

沖縄県立西原高等学校
<b>学校感染症証明書</b>
年 組 番 氏名
疾患名 ( )
<p>※<u>感染力が強く、感染を広めてしまう可能性がある場合、記入して下さい。(第3種その他の伝染病)</u></p> <p>※<u>出席停止の必要がない場合は記入不要です。</u></p>
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> 期間等指示：
平成 年 月 日
医療機関所在地及び名称
氏名
印